

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.5.31 第 177 回国会第 6 号

5 月 31 日（火）第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出第 70 号）
地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第 5 号）
内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 71 号）
東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外 4 名提出、衆法第 8 号）
- ・原発問題等について、菅内閣総理大臣、松本外務大臣、野田財務大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣、松本内閣大臣（防災担当）、枝野内閣大臣（内閣官房長官）及び政府参考人並びに参考人に集中審議を行いました。
- （参考人）東京電力株式会社副社長 武藤 栄君
原子力安全委員会委員長 班目 春樹君

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民主）

- ・福島第一原子力発電所所長の 1 号機への海水注入を継続した決断に対する菅内閣総理大臣の評価を伺いたい。
- ・二重ローンの問題について、被災者及び被災事業者の返済猶予、債務の利子補給、政策金融及び民間金融等による新規融資の供与、復興ファンドの活用、裁判によらない債権放棄等の対策を講ずる必要があると考えるが、枝野内閣官房長官に見解を伺いたい。

田中康夫君（国民）

- ・1 年以内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある計画的避難区域から住民を避難させることと、学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安を年間 20 ミリシーベルトまで許容することは矛盾しているのではないかと、枝野内閣官房長官に見解を伺いたい。
- ・南相馬市において、20～30km 圏内にある学校の児童を市が 1 日 100 万円を負担してバスで圏外地区の体育館まで移動させていることや、福島県が 5 月 22 日付で 100 名の教員を他の場所へ一方的に異動させていることなどについて、枝野内閣官房長官の見解をお伺いしたい。

中川秀直君（自民）

- ・福島第一原子力発電所事故における原子炉への海水注入に関し、東京電力から原子力安全・保安院等への報告の事実関係及び東京電力への指示の妥当性について、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・メルトダウンによる格納容器の大規模損傷の程度及びこれまでの政府の対応の妥当性について、菅内閣総理大臣

及び枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。

- ・浜岡原子力発電所停止措置が日本各地の原子力発電所停止につながる可能性、これによる日本経済に与える影響及び世論調査の結果を踏まえて菅内閣総理大臣が辞任すべきことについて、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。

西村康稔君（自民）

- ・第 2 次補正予算を早急に編成し、国による被災者生活再建支援金の支払いに充てるべきではないか。
- ・福島第一原子力発電所事故による農林漁業者等への賠償が遅れている。国が立て替えて仮払いするための議員立法について考えているが、菅内閣総理大臣はどう思うか。
- ・校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安である放射線許容量について、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・緊急時迅速放射能予測ネットワークシステム（SPEEDI）の予想を避難指示に活用せず、原子炉内の圧力を下げるベントを遅らせたことに対する責任について、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。

大島理森君（自民）

- ・IAEA（国際原子力機関）への福島第一原子力発電所事故の報告には、ベントについての記載がなかったが、今後は報告前に内容を本委員会に出すか。
- ・菅内閣総理大臣の発言に対する内外で高まっている不信、政策を実現できない不信及び国民の信任が得られていないことに対する菅内閣総理大臣の所感を伺いたい。

斉藤 鉄夫君（公明）

- ・原子力災害対策本部が発表した「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ（5月17日）」には、被ばく線量を低減させるための具体的な取組がないと考えられるが、どのように国民の不安を解消させるのか、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断基準に関し、高木文部科学大臣は、記者会見で児童生徒が受ける放射線量を「当面年間1ミリシーベルト以下を目指す」と発言したが、その基準値（年間1～20ミリシーベルト）を引き下げる考えはあるのか大臣の見解を伺いたい。
- ・3月12日19:04に福島第一原子力発電所1号機への海水注入が始められたが、5月2日の海江田経済産業大臣が国会で答弁するまで、なぜ政府から正式な公表がなされなかったか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・政府は、福島第一原子力発電所の20～30km圏外においても放射線量の高い地域があることを認識していたが、同発電所の事故後1か月近くも計画的避難区域に指定するなどの対策をとらなかったことは問題ではないか。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づく政府による指示で避難・屋内退避をした30km圏内の住民のみに仮払いをしているが、自主避難した住民も対象とすべきではないか。
- ・福島第一原発の作業員2人が緊急時の被ばく線量限度の年間250ミリシーベルトを超え、他に数十人の作業員にも同様の疑いがあるとの報道について、政府は事実関係を把握しているか。

阿部 知子君（社民）

- ・菅内閣総理大臣がG8サミットにおける日本の新エネルギー政策演説で表明した「原子力の更なる安全性の向上」とは、何を意味するのか。
- ・子どもは学校に限らず通学路等様々な場所で放射線の影響を受けていることから、文部科学省は各省庁にも働きかけて政府全体で除染を進めるべきではないか。
- ・福島圏内には計画的避難区域と同等の累積線量を示す地域も多くあることから、政府は詳細な放射能汚染マップを作り、国民に公開すべきではないか。

浅尾 慶一郎君（みんな）

- ・福島第一原子力発電所事故について、政府は東京電力に第一義的責任はあると言っているが、被災者のためには政府と東電が連帯して責任を取るという姿勢を示すべきではないか。

- ・福島第一原子力発電所3号機を冷却するために投入された水と建屋等に溜まっている水量には大きな差がある。所在不明の汚染水の危険性について政府はどのように認識しているか。
- ・G8サミットにおいて、菅内閣総理大臣は、2020年代に太陽光パネルを1,000万戸設置すると約束したが、その実現の方法について伺いたい。